



新型インフルエンザ等発生時における三重県版タイムライン

【前提】・新型コロナと同様の発生状況等を念頭に作成。(例：海外等で発生→2か月後にPHEIC宣言等)
・行動計画(案)等に基づいて対策等を記載。病原体の性状等により各対策の実施時期等は前後し得る。
※タイムライン中の①～⑬は、県行動計画の13の対策項目について、番号を振ったもの。

想定される状況	初動期		対応期							
	I		II		III		IV			
	流行初期 (3か月程度)		流行初期以降 (※初動期が長期化した場合は、始期が初動期の期間中となる場合がある。)							
	-60日	-30日	0日	7日	30日	60日	90日	120日	150日	180日
想定される状況	◆国外における感染症の発生情報の告知		◆WHOによる「PHEIC宣言」(国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態) ○厚労省による新型インフルエンザ等発生公表 ○政府対策本部の設置 ○基本的対処方針に基づく政策実施		【対応期の考え方】 ・感染症の特性や感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて、状況の変化等に幅広く対応するため、対応期を以下のとおり区分。 ・時期に応じて、柔軟かつ機動的に対策等の切り替えを実施。 I 封じ込めを念頭に対応する時期 II 病原体の性状等に応じて対応する時期 III ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 IV 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期					
実施体制	① ●感染症の専門家と検討のうえ、関係者間で緊急的な協議を実施		① ●県対策本部の設置 ●必要に応じて「三重県感染症対策連携協議会」を開催し、関係機関等との連携体制の確認や対策の見直しを実施		●全庁から応援職員を召集し、対策本部、各保健所、保健環境研究所等に配置、●対応が中長期にわたることも想定し、持続可能な実施体制を整備 ●感染状況ならびに県民生活および県民経済の状況や、対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制整備し、見直し					
情報収集 サーベイランス	○当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ○症例定義の作成 ○届出基準の設定、全数把握開始		②③ ○●流行状況に応じたサーベイランスを実施		○●発生状況に応じて、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な実施体制を検討					
情報提供・ リスクコミュニケーション	●県民等からの相談対応開始 ○●得られた情報や対策を県民や関係団体、関係機関等に対し、迅速かつわかりやすく情報提供 ○●双方向コミュニケーションの実施 ○●偏見・差別行為や偽・誤情報への対応		④ ●感染状況や病原体の性状等に応じて重点的に実施する対策をとりまとめ、県民にわかりやすく周知(新型コロナウイルス対応時のMCG：みえコロナガード)							
水際対策 まん延防止	⑤ ●検査所が実施する水際対策について、医療機関等とも連携し、必要な防疫措置の実施や入院調整等に協力		⑥ ●感染状況等により、アラートを用いた呼びかけやまん延防止等重点措置、緊急事態措置等を実施することで、医療の逼迫を回避し、県民の生命および健康を保護 ●感染拡大防止と県民生活および社会経済活動のバランスをとるため、病原体の性状やワクチン・治療薬の普及等の状況変化により、まん延防止対策の強度を柔軟に切替え							
検査	○国における検査方法の確立		●国から配布されるプライマー等を用いた三重県保健環境研究所における検査の実施 (●プライマーの設計ができる検査機器を保有する医療機関への設計依頼) ⑩ ●流行初期に対応する協定締結検査機関を含めた検査体制		○より簡便な検査方法等の開発 → ○承認 → ○普及・使用開始 ●流行初期以降に対応する協定締結検査機関を含めた検査体制					
医療 ・備蓄	●患者の相談・受診から入院までの流れを迅速に整備		●流行初期から対応を行う協定締結医療機関等に対し、必要な医療の提供等について要請		●流行初期以降から対応を行う協定締結医療機関等に対し、必要な医療の提供等について要請 ●個人防護具が不足するおそれがある場合等は不足する地域や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を実施 ●自宅療養者等への健康観察、医療提供の実施					
入院	●感染症法に基づく入院勧告、措置、移送、入院調整の実施		●第一種・第二種感染症指定医療機関における対応 (7医療機関 24床)		●流行初期に対応する協定締結医療機関における対応に拡大 (24医療機関 287床)		●流行初期以降に対応する協定締結医療機関における対応に順次拡大 (68医療機関 580床) ※6か月後			
外来	●第一種・第二種感染症指定医療機関における対応 (7医療機関)		●流行初期に対応する協定締結医療機関における対応に拡大 (24医療機関)		●流行初期以降に対応する協定締結医療機関における対応に順次拡大 (664医療機関) ※6か月後					
宿泊施設	●第一種・第二種感染症指定医療機関における対応 (7医療機関)		●流行初期に対応する協定締結施設における対応 (2施設、230室)		●流行初期以降に対応する協定締結施設における対応に順次拡大 (9施設、987室) ※6か月後					
治療薬・治療法 ワクチン	○ゲム情報入手・提供 ○病原体入手・提供 ○臨床研究開始		○新型インフルエンザのプレバデミックワクチンの使用検討、既存の治療薬の使用検討		⑨ ○治療薬の開発 → ○承認 → ○使用開始 ○パンデミックワクチンの開発 → ○承認 → ●接種体制の構築 → ●接種開始 ●ワクチンに関する県民からの相談に対応できるよう、コールセンターを設置					
生活・経済	⑬ ●県民生活および社会経済活動への影響に対し、支援金、給付金などの必要な支援を検討・実施									

(※1) コンベンショナルPCR検査法またはリアルタイムPCR検査法等、実施可能な検査方法により対応開始時期が異なる。